

## 意見陳述に関する関係規定

### 【地方自治法】

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- ④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

### 【地方自治法施行令】

第九十八条の二 議会は、地方自治法第七十四条第四項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、条例制定又は改廃請求代表者に対し、その日時、場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

- ② 議会は、条例制定又は改廃請求代表者が複数であるときは、これらの者のうち地方自治法第七十四条第四項の規定により意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めるものとする。

## 条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定により、羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例制定請求の代表者に意見を述べる機会を与えることについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2の規定により、その日時および場所等を次のとおりとする。

- 1 日 時 令和2年12月25日（金） 午前10時
- 2 場 所 品川区議会議場
- 3 事件名 第99号議案 羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例
- 4 人 数 条例制定請求代表者11人のうち5人
- 5 意見を述べる時間 全体で50分以内

## 本会議運営（案）

第3回臨時会 令和2年12月23日 午後1時開議

議事日程（1）		
第1	会期の決定について（12月23日～12月25日 3日間）	
第2	副区長説明 第99号議案	羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例
追加議事日程		
第1	条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて	

議 事 日 程 ( 1 )

第 3 回臨時会      令和 2 年 1 2 月 2 3 日      午後 1 時開議

第 1      会期の決定について

第 2      第 9 9 号議案      羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川  
区民投票条例

## 追 加 議 事 日 程

第 3 回 臨 時 会      令 和 2 年 1 2 月 2 3 日

第 1      条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて

## 本会議運営（案）

第3回臨時会 令和2年12月25日 午前10時開議

議事日程（2）			
第1	第99号議案	羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例	①意見陳述 ②（ ）委員会付託 ③本会議休憩 ・委員会審査 ・議会運営委員会 ④本会議再開 ⑤委員長報告（討論） ⑥採決

議 事 日 程 ( 2 )

第 3 回臨時会      令和 2 年 1 2 月 2 5 日      午前 1 0 時開議

第 1      第 9 9 号議案      羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川  
区民投票条例